

奈良県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小泉市場土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	稲村 實	大和郡山市小泉町三一九
〃	嘉幡 嘉弘	〃 三三七
〃	森 晴彦	〃 三二二
〃	山村 芳和	〃 三二〇
〃	富岡 睦夫	〃 三一〇
〃	川本 勉	〃 三五六一
〃	嘉幡 完次	〃 二九四一
監事	南口 吉弘	〃 三七一一
〃	小野 雅裕	〃 三七五五
〃	辻内 章浩	〃 八一〇一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	嘉幡 嘉弘	大和郡山市小泉町三三七
〃	森 晴彦	〃 三二二
〃	南口 吉弘	〃 三七一一
〃	山村 芳和	〃 三二〇
〃	富岡 睦夫	〃 三一〇
〃	嘉幡 完次	〃 二九四一
〃	森 映光	〃 三二一
監事	川本 勉	〃 三五六一
〃	小野 雅裕	〃 三七五五
〃	辻内 章浩	〃 八一〇一